



Asian Express

アジアンエクスプレス

化粧品原料・化粧品

中国法規コンサルティング

中国の化粧品原料に関する法規対応について

中国の化粧品新原料に該当し、防腐・日焼け止め・着色・染髪・シミ取り美白効果を有する場合は登録(必要時間:提出から8カ月程度)その他の化粧品原料は備案/届け出(必要時間:提出から1週間程度)の作業を行い、中国へ輸入、また中国でその原料を使用する化粧品が販売可能となります。

01



使用する化粧品が
中国の化粧品の
定義に該当
しているかチェック

02



《化粧品使用
禁止原料リスト》
を確認する

03



《既存使用
化粧品原料リスト
(2021年版)》
に記載は?

04



登録 OR 備案

登録・備案申請に必要な資料

- 登録備案申請者の名称住所及び連絡方法
- 新原料の研究報告
- 新原料の製造工程、安定性及びその品質コントロール標準などの研究資料
- 新原料の安全評価報告資料

インターネット上で公示されてから、各リストに掲載されるまでの3年間はモニタリング期間中となり、安全モニタリング年度報告を提出しなければなりません。

その後リストが更新され、掲載されると化粧品新原料としての管理は終了となります。

化粧品原料の

アカウント作成に必要な資料

- 登録備案申請者の名称住所及び連絡方法
- 化粧品新原料登録備案者の安全リスク観測と評価体系既述
- 化粧品新原料登録備案者が国外の場合、中国の域内責任者情報を記載し、同時に授權書及びその公証書面原本を提出

安全性関連情報の提出

化粧品を登録備案する際には、使用する全ての原料メーカー情報と原料メーカーが発行する原料安全性情報書類をアップロードしなければならない。

弊社ではこちらの原料の安全性関連情報の提出作業のコンサルサービスを提供し、提出コード取得のお手伝いをさせて頂いております。





中国の化粧品に関する法規対応について

化粧品の定義	○	×
使用方法	塗る、噴きかけるまたはその他の類似した方法	飲む、吸引する、注射
使用部位	皮膚、毛髪、指の爪、唇などの人の表面	粘膜、ツボ
使用目的	清潔、プロテクト、美化、メイクアップ	医療作用(傷口修復、細胞再生)、駆蚊

中国における化粧品の定義とは、
《化粧品监督管理条例》第三条より、
塗る、噴きかけるまたはその他の類似した方法で、
皮膚、毛髪、指の爪、唇など
人の表面を清潔、プロテクト、美化、メイクアップを
目的とする日用化学工業製品とあり、
この定義に該当する化粧品を
中国に輸入及び中国国内で販売する際は、
登録、備案/届け出をする必要があります。

化粧品の アカウント作成に必要な資料

- 登録、備案申請者の情報及び品質安全責任者の経歴
- 化粧品登録備案者の品質管理体系記述
- 市場に出回った際の品質安全責任を請け負う
薬品監督管理部門の監督検査作業の対応
- 化粧品登録備案者の品質不良モニタリングと評価体系記述
- 域外登録備案者は域内責任者情報
- 域内責任者の授權書及び公証書類原本
- 登録者、備案者が自身で生産及び域外で生産企業に依頼してる場合は生産
企業情報と品質安全責任者情報、以前アカウントを作成した際に記載した
生産企業情報表、品質安全責任者情報、国外生産規範証明資料の原本

化粧品登録備案申請 に必要な資料

- 化粧品登録備案申請書及び関連資料、
製品名称情報
- 製品配合
- 製品が実施する標準
- 製品ラベルのサンプル
- 製品検査報告書
- 製品安全評価資料



株式会社アジアンエクスプレス
Asian Express Co.

Phone: 03-3371-3002
Email: info@asian-express.co.jp



歯磨き粉は別途使用原料のリストがあり、
また子供化粧品は使用する原料に制約があります。
また、化粧品の登録備案後の管理について、

普通化粧品(備案) ▶▶ 毎年の簡単な報告

特殊化粧品(登録) ▶▶ 5年に一度の延長申請(審議あり)

すでに備案を行った製品を生産しないまたは輸入しない場合は、
備案の取り消しを行う必要があります。

弊社では、化粧品に関する中国法規対応サービスを提供して
おります。お困りの際は、ぜひお声掛けください。